



富田林市公告第144号

富田林市立保育園システム導入業務について、公募型企画提案競技を実施するので、次のとおり公告する。

令和4年9月15日

富田林市長 吉村善美



1 業務概要

- (1) 業務名 富田林市立保育園システム導入業務
- (2) 業務内容 別途配布する「富田林市立保育園システム導入業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領」（以下「実施要領」という。）及び「富田林市立保育園システム導入業務に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 委託料 予算額は9,130千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 参加事業者の資格

提案事業者は、本業務に関する十分な知識及び技術を有し、令和4年9月1日時点で、次に掲げる要件の全てに該当すること。

- ① 富田林市入札参加資格者名簿（物品・管理等業務）に希望業種コンピュータサービス〔システム開発・運用〕で登録されているもので、本市から入札参加停止を受けていないこと。
- ② 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱（平成23年富田林市要綱第85号）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 類似システムの導入実績が大阪府内で複数自治体あり、全国で3自治体以上あるもの（都道府県、政令指定都市を除く。）
- ⑤ 信頼性の観点から ISO9001（品質マネジメントシステムの規格）、機密情報システムの管理に関して、個人情報保護の観点からプライバシーマーク（個人情報保護に関する体制整備の規格）認証等の公的資格を有するもの
- ⑥ 大阪府内若しくは近隣府県に事業所（支店含む。）を有し、システム不具合等の発生時に即日対応できるもの

- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑨ 期日までに参加申込書を提出したもの

3 選定手順

(1) 参加資格審査

上記の参加資格を満たしているかを、企画提案参加表明書により確認する。

(2) 企画提案内容審査

事業者から提出された書類及びプレゼンテーションの内容をもとに、別途定める評価基準に基づき評価委員会において審査し、請負候補者を選定する。

4 手続き等

(1) 担当部署

富田林市子育て福祉部こども未来室

住所 郵便番号584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

電話番号 0721-25-1000（代表） 内線287

電子メールアドレス kodomo@city.tondabayashi.lg.jp

(2) 実施要領及び仕様書の交付

ア 交付期間 令和4年9月15日（木）午前9時から

令和4年9月30日（金）午後5時30分まで

イ 交付方法 本市ウェブサイト上で行う。

(3) プロポーザル参加申込書の提出

ア 提出期限 令和4年9月30日（金）午後5時30分まで

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 受付時間 午前9時から午後5時30分まで（富田林市役所閉庁日を除く。）

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和4年10月7日（金）午後5時30分

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 受付時間 午前9時から午後5時30分まで（富田林市役所閉庁日を除く。）

(5) プレゼンテーション

日程 令和4年10月12日（水）予定

(6) 企画提案内容の審査

審査期間 令和4年10月13日（木）から

令和4年10月17日（月）まで

(7) プロポーザル審査結果の通知

通知日 令和4年10月18日（火）

通知方法 書面（郵送）

5 結果の公表

選定された請負候補者が実施要領に規定する失格事項に該当しないことを確認した後、請負候補者を特定し、各提案者の採点結果を本市ウェブサイトにおいて公表する。ただし、提案者名は請負候補者となった事業者のみ公開する。

6 その他

- (1) 提出された書類に記載された情報は、本業務以外の用途に使用しない。
- (2) 本プロポーザルに係る諸経費等は、提案事業者の負担とする。
- (3) 提案者間の公平を保つため、本市が必要とする場合を除き、このプロポーザルに関係する本市職員との接触を行わないこと。
- (4) 特定された請負候補者の提案内容に基づき、協議を行い、契約までに仕様を確定するものとする。
- (5) 特定された請負候補者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2項の規定に基づく随意契約により、システム導入に係る契約を締結する。なお、契約時には本市が定める契約約款を遵守しなければならない。
- (6) 原則として、提出された書類等は返却しない。
- (7) 提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替えは認めない。
- (8) 提出された書類は、審査目的外の使用はしない。
- (9) 提出された書類は、審査の範囲内で複製することがある。
- (10) 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案事業者に帰属する。
- (11) 参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。
- (12) 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。
- (13) 審査結果に対する異議は一切認めない。